# 上下水道料金及び給水工事受付システム 要求水準書【上下水道料金編】

令和4年9月 甲府市上下水道局

# 目 次

第1	システムの内容	1
1	システムの概要	1
2	システムの内容	1
3	帳票及び資料の作成	3
4	その他	3
5	物件撤去に関する経費負担	3
第2	システムの構築、設備等	5
1	業務執行体制	5
2	システムの機器等(データセンタ設備機器)	5
3	システムの端末等	5
4	システム端末の使用場所	5
5	システムの稼動時間	5
6	システム仕様書等	6
7	データ移行	6
8	その他	6
第3	システムの機能	7
1	システムの全般に関する事項	7
2	受付業務に関する事項	9
3	検針業務に関する事項	10
4	調定業務に関する事項	10
5	収納業務に関する事項	11
6	滞納整理業務に関する事項	12
7	不納欠損及び時効管理に関する事項	13
8	メーター管理に関する事項	13
9	給排水に関する事項	13
1 (	か 統計業務等に関する事項	13
1 1	1 下水道に関する事項	14
1 2	2 システムの拡張性・柔軟性	15
第4	その他	16
1	協議・協力	16
2	状況報告	16

#### 第1 システムの内容

#### 1 システムの概要

- (1) 構築業務
  - ア システム設計
  - イ システム開発及び改造
  - ウ ネットワーク設計及び環境設定
  - エ システム検証 (テスト稼働)
  - オ システム仕様書及び資料の作成並びに提出
- (2) 維持管理業務
  - ア システムの維持管理
  - イ システム及びネットワーク環境の設定
  - ウ ウィルスパターンファイルの更新
  - エ システムログの保存
  - オ システム障害対応
- (3) 処理業務
  - ア 日次及び月次の計算処理
  - イ 月次集計表、年次集計表、報告書等の作成処理
  - ウ報告書等の作成処理
  - 工 成果品確認作業
  - オ 大量印刷処理及び圧着加工処理
  - カ スケジュールの作成及び提出
- (4) データ及び帳票管理業務
  - ア システムデータ等の管理
  - イ 帳票の保管及び管理
  - ウ 日次、月次、年次データのバックアップ作業及び保管管理
  - エ バックアップデータの保管及び管理
  - オ システム及びバックアップデータ遠隔地保管
- (5) 支援業務
  - ア 業務Q&A対応
  - イ 委託者職員に対する操作研修
  - ウ業務改善等の提案
  - エ 説明書類等の作成及び提出

#### 2 システムの内容

(1) 受付業務に関する計算処理 システムデータ等の更新及びチェックは随時処理とする。

- (2) 検針業務に関する計算処理
  - ア 検針予定データの作成は、スケジュールに基づき処理すること。
  - イ 検針用端末で実施した検針済みデータの回収は、スケジュールに基づき処理する こと。
- (3) 調定業務に関する計算処理
  - ア 仮調定及び本調定は、スケジュールに基づき処理すること。
  - イ 納入通知書の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理すること。
- (4) 収納業務に関する計算処理
  - ア スマートフォン等の端末を利用しての収納を含むコンビニエンスストア収納(以下「コンビニ収納等」という。)データについては、毎営業日処理すること。
  - イ コンビニ収納等で使用するバーコード(使用するバーコード規格は「GS1-128」)及び光学文字認識(Optical Character Recognition、以下「OCR」という。)で処理した収納済データの回収は、毎営業日処理すること。
  - ウ 検針用端末を使用して滞納整理を実施した場合の収納済データのシステムへの 取り込みは、毎日処理すること。
  - エ 仮入金及び本入金処理は毎営業日処理すること。
  - オ 口座振替処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - カ 金融機関への口座振替処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - キ 指定納付受託者へのクレジットカード決済処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - ク 収納日計及び収納状況集計処理は、毎営業日処理すること。
  - ケ 口座振替不能分 (残高不足等) の再振替処理は、スケジュールに基づき処理する こと。
- (5) 滞納整理業務に関する計算処理
  - ア 督促状・催告状等の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理すること。
  - イ 給水停止処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (6) 不納欠損処理及び時効管理に関する計算処理
  - ア 不納欠損処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - イ 時効管理処理は、発生した時点で随時処理すること。
- (7) メーター管理に関する計算処理
  - アーメーターの新設登録等は、随時処理すること。
  - イ 検定期間満了水道メーターの交換処理等はスケジュールに基づき処理すること。
- (8) 給排水に関する一部計算処理
  - ア 工事用精算分の確認は、随時処理すること。
  - イ 給排水に関する申請があった場合は、随時処理すること。

- (9) 統計に関する計算処理
  - ア 月次統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
  - イ 年次統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (10) 下水道に関する計算処理
  - ア 下水道接続等の申請があった場合は、随時処理すること。
  - イ 下水道に関する情報提供処理については、スケジュールに基づき処理すること。
- (11) その他上記各号に付帯する業務

#### 3 帳票及び資料の作成

前項の計算処理にあたり次に掲げる業務に付随する帳票及び資料を作成するものとする。

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務(下水単独分含む。)
- (3) 調定業務
- (4) 収納業務
- (5) 滞納整理業務
- (6) 不納欠損及び時効管理業務
- (7) メーター管理業務
- (8) 給排水に関する一部業務
- (9) 統計業務
- (10) 下水道に関する業務
- (11) その他業務に必要とする帳票及び資料

#### 4 その他

- (1) 業務委託開始前に担当職員へ十分な操作研修会を実施すること。
- (2) システム及び導入機器について知識を有する主任技術者を選出し、システム等のQ &Aに対応するとともに、緊急を要するシステム機能追加作業等に支障がないよう に準備すること。
- (3) 大量印刷処理及び圧着加工処理については、原則として甲府市上下水道局敷地外に受託者が設置または指定する印刷設備を利用し、委託者へ文書により報告すること。
- (4) システム及びバックアップデータの遠隔保管先については、委託者へ文書により報告すること。

#### 5 物件撤去に関する経費負担

(1) 委託業務の契約期間が終了したのちに委託者と受託者で契約が更新されなかった

ときの物件撤去に関する経費は、全て受託者の負担とする。

(2) 委託業務期間中に契約が解除されたときの物件撤去に関する経費は、全て受託者の負担とする。

#### 第2 システムの構築、設備等

#### 1 業務執行体制

- (1) セキュリティ対策及び災害対策を講じた場所で行うこと。
- (2) データセンタ等サーバールームへの入退室は、管理されていること。

#### 2 システムの機器等(データセンタ設備機器)

- (1) 機器の性能については、委託者の所有するデータ(現有の調定データ及び未納データ)を10年間分管理でき、安全かつ安定的に処理できるもの(サーバー等)とする。
- (2) OCR又はバーコード読取装置、印刷装置及びメールシーラーを用意すること。
- (3) テスト機及び予備端末を常設すること。

#### 3 システムの端末等

システム端末、プリンタ等を次のとおり用意すること。

- (1) サービスセンターに設置するシステム端末、プリンタ等の数は、円滑な受託業務を行うために必要な台数とする。
- (2) 検針用端末は、円滑な受託業務を行うのに必要な台数を準備すること。
- (3) その他、必要な機器等を用意すること。

#### 4 システム端末の使用場所

委託者職員の使用場所及び使用台数は次のとおりとする。

- (1) 営業課(端末3台、プリンター1台)
- (2) 給排水課(端末3台、プリンター1台)
- (3) 水道課(端末3台)
- (4) 下水道課(端末2台)
- (5) 計画課(端末2台)
- (6) 経営企画課(端末1台)
- (7) 浄水課(端末1台)

#### 5 システムの稼動時間

システムはオンライン運用とし、原則として次のとおりとする。

- (1) 稼動時間は24時間、365日対応とする。ただし、システムのメンテナンスを必要とするときはその限りではない。
- (2) システムのサポートは、土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで) を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、緊急

を要するときはその限りではない。

#### 6 システム仕様書等

受託者は、本番稼動までに業務委託に係るシステム処理フロー図及びシステム機能仕 様書を作成し業務説明を行うこと。また、システム稼働後システム仕様書等についての 変更があったときは、速やかに委託者へ提出すること。

#### 7 データ移行

- (1) 現在のシステムからのデータを新システムへ漏れなく移行し、移行後に委託業務及 び使用者等に支障が生じないようにすること。
- (2) データの移行にあたり、外字については、正字化または片仮名対応等、委託者と受託者協議のうえ、対応すること。

#### 8 その他

業務委託開始前2か月以上の期間、新システムの試験処理を行い、現在のシステムと整合していることを確認すること。

#### 第3 システムの機能

#### 1 システムの全般に関する事項

システムは、給水台帳を元に検針情報、調定情報、収納情報、滞納情報等を一元管理できるものとし、次に掲げる事項が対応可能であること。

- (1) 委託者の定めた給水区域に対応していること。
- (2) 水道・下水道のいずれにも対応し、水道、下水道単独入力にも対応できること。
- (3) 口座振替に対応していること。
- (4) コンビニ収納等に対応していること。
- (5) クレジット収納に対応していること。
- (6) 納入通知書に記載された(GS1-128もしくはOCR)の消込が行えること。 (前システムで作成されたものも含む。)
- (7) セキュリティを考慮し、システムのアプリケーション及びデータはサーバーで集中 管理させ、システム端末にはデータを常駐させないこと。
- (8) システムを円滑に運営する上で、最良な OS 及びデータベースで動作すること。
- (9) システムは、職員及び業務従事者単位で使用制限を付加することができること。
- (10) 変更履歴について、処理内容・処理日・処理者を端末上で確認することができること。
- (11) 操作画面は、原則としてGUI(グラフィカルユーザインターフェース)メニュー 選択等の採用により簡易に操作ができ、初心者でも短期研修で操作を習得すること が可能なこと。
- (12) 画面展開においては、原則として、業務の流れに応じ必要な複数の処理画面を残しておくことができ、前の画面等を再度検索することなく閲覧することができること。
- (13) 受託者は、委託業務に関連するパッケージソフトウェアを有するときは、委託者と 受託者協議のうえ、そのパッケージソフトウェアをベースとして運用することがで きるものとする。
- (14) 将来の拡張性 (データの即時性等) を考慮し、検針用端末システムは、汎用性の有る言語で作成すること。
- (15) 受託者は、委託業務に関連する帳票を有するときは、委託者と受託者協議のうえ、 その帳票をベースとして運用することができる。ただし、甲府市水道事業給水条例 施行規程及び甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程に定められてい る様式を除くものとする。
- (16) システムと検針用端末との送受信ができること。
- (17) 検針用端末は、お客様氏名、お客様番号、メーター番号、電話番号等で容易に検索

ができること。

- (18) 各検針用端末に、操作マニュアルを用意すること。
- (19) 検針用端末での検針
  - ア 未検針分のデータのチェックが行えること。
  - イ 検針もれの有無が判断できること。
  - ウ 水量チェック (前回・前年同時期など) が容易にできること。
  - エ 検針用端末で検針票(以下「使用水量のお知らせ」という。)の印刷ができること。
  - オ 使用水量が異常数値を示した場合、アラーム等が鳴り注意を促すこと。
  - カ 検針用端末に複数のブロック (町冊) を取り込み、検針場所により検針データの 切り替えが可能なこと。
  - キ 検針用端末で今回分の使用水量を計算して、水道料金及び下水道使用料(以下「水 道料金等」という。)表示までできること。
  - ク 検針不能の場合は、異常の理由を使用水量のお知らせに印刷できること。
  - ケ 使用水量のお知らせには、今回の水道料金等の請求額、前回の口座引き落としに 関する情報を同時に出力できること。
  - コ 閉栓中検針が可能であること。
  - サ 検針用端末から、メーター場所、メーター位置等を確認できること。
  - シ 検針用端末で指針入力値の異常データや操作ミスの際には、警告音等を発すること。
  - ス 検針用端末で検針員への注意事項は、ポップアップ等で画面表示できること。
  - セ 検針済一覧、未検針一覧、使用水量お知らせの再印刷が検針用端末で容易にできること。
  - ソ 納入通知書の現地発行ができること。
  - ターインボイス制度に対応した発行が可能であること。
- (20) 検針用端末での滞納整理
  - ア 検針用端末で領収書の印刷ができること。
  - イ 収納済一覧、訪問済一覧、領収書再印刷が検針用端末で容易にでき、領収書発行・ 取消枚数の確認ができること。
- (21) 検針用端末での精算処理
  - ア 水量チェック (前回・前年同時期などを基準に日割算出) ができること。
  - イ 検針用端末で領収書の印刷ができること。
  - ウ 収納済一覧、訪問済一覧及び領収書再印刷が検針用端末で容易にでき、領収書発 行・取消枚数の確認ができること。
- (22) 検針用端末のセキュリティについて

検針用端末システムにおいて、検針用端末の紛失に備えて、パスワード入力ミス を複数回行った場合にはロックするなどの対策を取ること。

#### 2 受付業務に関する事項

- (1) 開栓(再開栓を含む)処理
  - ア 新設(給水台帳)の登録(下水道単独分を含む)ができること。
  - イ 電話等での開栓(再開栓)受付が画面を見ながら容易にできること。
  - ウ 再開栓処理に必要な水栓情報を、旧使用者から新使用者に引き継ぐことができる こと。
  - エ 開栓 (再開栓) 作業等の予約管理ができること。
  - オ 連合使用入力に対応できること。
  - カ 給水装置所有者変更の受付が行えること。
- (2) 閉栓処理
  - ア 閉栓理由、納付区分、転居先等の情報入力ができること。
  - イ 電話等での閉栓受付が画面を見ながら容易にできること。
  - ウ 閉栓作業等の予約管理ができること。
- (3) 検索処理
  - ア 複数検索条件(7項目以上及び複合検索)の指定で絞り込みができること。
  - イ 調定情報は、過年度5年間分及び時効中断分(10年分)が確認できること。
  - ウ 収納情報は、過年度5年間分及び時効中断分(10年分)が確認できること。
  - エ 過誤納金は、還付情報及び充当情報が詳細に分かること。
  - オ 検索結果から使用者情報等は、速やかな展開でできること。
- (4) 異動処理
  - ア それまで検索した情報が継続されること。
  - イ 原則として異動処理画面への展開又は実行には、パスワードの入力が必要である こと。
  - ウ 異動前の情報は、画面等で確認できること。
  - エ 使用者情報処理は、全ての項目で修正ができること。
- (5) 納入通知書等発行処理
  - ア 各種納付書、収納証明書、通知書等が容易に出力できること。
  - イ 発行件数等のリスト出力ができること。
  - ウ バーコード又はOCRの印字が可能であること。また、規定額以上の水道料金等 の請求となった場合に、コンビニ収納等での支払いができないように対策を講ずる こと。
- (6) その他
- ア CSV形式及びPDF形式で使用者の情報が出力できること。
- イ 給水装置使用申込書兼使用中止・廃止・変更届書に沿って帳票が出力できること。
- ウ 開栓及び閉栓処理の件数等の集計一覧が出力できること。

エ 料金計算のシミュレーションができること。

#### 3 検針業務に関する事項

- (1) 検針処理
  - ア 検針用端末とのデータ送受信ができ、検針データを容易に作成できること。
  - イ 検針結果の一覧表、異常水量の一覧等、帳票出力が可能なこと。
  - ウ 検針結果データの精査がシステム端末で行うことができ、料金更正が可能なこと。
  - エ システム端末より使用水量のお知らせが出力できること。
  - オ 使用水量のお知らせの再出力が可能であること。
- (2) 検針用端末に関する事項
  - ア 第三者が閲覧、改ざんができないように検針データは全て暗号化されていること。
  - イ 使用水量のお知らせに口座振替済(口座振替結果)の出力が可能であること。
  - ウ 使用者等へのお知らせを自由に打ち出すことのできる欄があること。
  - エ 検針データ及び検針結果データの送受信は、複数かつ同時に実行できること。
- (3) その他

定期検針件数(下水道単独使用のメーター検針含む。)及び認定、誤検針件数等の検 針に関する帳票一覧が出力できること。

#### 4 調定業務に関する事項

- (1) 調定処理
  - ア 水道料金等の減免等の調定更正が現年度、過年度ともできること。
  - イ 同一調定月に同一水栓に対して複数の調定を作成できること。
  - ウ 使用状況等により調定処理ができること。
  - エ 「漏水等に伴う水道料金及び下水道使用料の減額に関する要綱」に基づいた入力 及び料金計算ができること。
  - オ 調定一覧、調定漏れ、精算処理分、減額対象の件数及び金額リストがそれぞれ出力できること。
  - カ CSV形式及びPDF形式で使用者の情報が出力できること。
- (2) 請求処理
  - ア 納入通知書にバーコード又はOCRの印字が可能であること。また、規定額以上 の水道料金等の請求となった場合に、コンビニ収納等での支払いができないように 対策を講ずること。
  - イ 納入通知書(大量印刷・単票印刷)の出力ができること。
  - ウ 納入通知書を送付先単位にも出力できること。
  - エ 納入通知書の発行及び再発行並びに発行日・納入期限の履歴管理ができること。 また、納入通知書の大量印刷をした場合は、既に発行済みの納入通知書印刷は不要

にできること。

#### 5 収納業務に関する事項

- (1) 収納消込処理
  - ア 通常収納消込及び分納収納消込ができること。
  - イ 口座振替は、データの送受信を行い、消込処理ができること。
  - ウ コンビニ収納等で処理された収納消込データを受信でき、仮入金処理ができること。
  - エ クレジット収納データを受信でき、収納結果集計表及び消込チェックリストを出力できること。
  - オ 検針用端末滞納整理システムは、検針用端末から収納済データを受信でき、仮入 金処理ができること。
  - カ OCR又はバーコードでの消込処理が可能なこと。
  - キ 二重消込み及び調定額を超える消込額については、過誤納金処理を同時に行えること。
  - ク CSV形式及びPDF形式で使用者の情報が出力できること。
- (2) 過誤納金処理
  - ア 環付及び充当の処理ができ、通知書等のリスト出力ができること。
  - イ 還付及び充当の情報(発生日、対象金額、連絡日等)を画面で照会でき、かつ当 該リストの出力ができること。
  - ウ 環付及び充当した件数と金額の管理ができること。
  - エ 還付の場合、還付先口座番号等の情報が入力でき、口座振替対象者は口座情報が 自動で入力されること。
  - オ 5年以上経過した過誤納金について、未還付として振替処理ができること。
- (3) 口座処理
  - ア 口座振替と納付制を調定月毎に選択できること。
  - イ 再振替(過去に引落ができなかった調定分を含む。)ができること。
  - ウ USB 等で口座振替のデータ受け渡しができること。
  - エ 口座振替、口座振替済、口座振替不能、口座再振替及び各通知書のリストの出力ができること。
  - オ 処理件数等のリストが出力できること。
  - カ 口座再振替後に口座引落ができなかった対象者に納入通知書の発行が可能であること。
- (4) クレジット処理
- アクレジット払いと納付制を調定月毎に選択できること。
- イ クレジットカードを再登録したうえで、再振替ができること。

- ウ USB 等でクレジットカード払いのデータ受け渡しができること。
- エ クレジット払いの停止のお知らせ及びクレジット払い不能のお知らせ、不能分納 入通知書、請求不能一覧表の出力ができること。
- オークレジット登録及び結果チェックリストの出力ができること。
- カ 処理件数等のリストが出力できること。
- キ クレジット払いができなかった対象者に納入通知書の発行が可能であること。
- ク クレジットカード払い上限額を超えた対象者へはクレジット払い不能とし、併せ て納入通知書の発行が可能であること。
- (5) 分納処理
- ア 分納納入通知書の出力ができること。
- イ 分納情報のリストが出力できること。

#### 6 滞納整理業務に関する事項

- (1) 督促処理
  - ア 督促状出力ができること。
  - イ 発行履歴が管理でき、画面で参照できること。
  - ウ 発行件数等のリストが出力できること。
- (2) 給水停止処理
  - ア 給水停止予告について、給水停止予告書及び執行についての出力、発行管理等が できること。
  - イ 給水停止について、給水停止通知書の出力ができること。
  - ウ 検針用端末にて給水停止情報の確認が行えること。
- (3) 滞納管理処理
  - ア 未納者一覧等の照会及び出力ができること。
  - イ 滞納整理の訪問記録や交渉記録、誓約状況等の情報を登録及び照会できること。
  - ウ 交渉記録情報を日付別で管理し、一覧リストが出力できること。
  - エ 滞納整理検針用端末へ滞納データ及び収納データの送受信ができること。
  - オ 滞納整理票の出力ができること。
  - カ 特異滞納者(高額対象者や要注意情報)が画面上でわかること。
- (4) 検針用端末での滞納整理に関する事項
  - ア 第三者に参照や改ざんできないように全て暗号化されていること。
  - イ 交渉経過を簡単(選択方式等)に即時入力できること。
  - ウ 領収書等はナンバリング管理し、紛失、不正防止等の対策を行うこと。
  - エ 明示的な画面構成により、操作が簡単であること。
  - オ 予定・約束管理が細かなレベルで行え、過去の交渉経過も容易に参照可能であること。

- カ 特定の未納者を訪問したい場合、住所、氏名、お客様番号等の複数の方法により 検索が可能なこと。
- キ 滞納データの作成及び収納データの抽出については、複数かつ同時に実行できること。
- (5) その他
  - ア 給水停止件数一覧表の出力ができること。
  - イ 給水停止中一覧表の出力ができること。

#### 7 不納欠損及び時効管理に関する事項

- (1) 不納欠損処理ができること。
- (2) 欠損予定及び欠損確定一覧表が出力できること。
- (3) 債権管理台帳の出力ができること。
- (4) 調定ごとに時効の起算日を設定できること。
- (5) 時効の更新、完成猶予、援用の管理ができること。
- (6) 不納欠損時に時効の中断、援用対象者を除くことができること。
- (7) CSV形式及びPDF形式で使用者の情報が出力できること。
- (8) 年度末時点での未収金額及び未収件数を次年度調定金額及び調定件数とし、年度更新を行うことができること。

#### 8 メーター管理に関する事項

- (1) メーター入出庫の入力が可能であること。
- (2) 交換履歴の管理ができること。
- (3) 検定期間満了水道メーター一覧リストの出力ができること。
- (4) メーター交換のお知らせが印刷できること。

#### 9 給排水に関する事項

- (1) 給水装置種別、受水槽容量、口径変更、メーター引き上げ処理ができること。
- (2) 工事用精算分の未収分一覧表が出力できること。
- (3) 給水装置の使用開始・中止・廃止・変更の各届出書が発行できること。
- (4) お客様番号(水栓番号)に対して廃止の入力・解除ができること。

#### 10 統計業務等に関する事項

(1) 次に掲げる各種統計資料を出力でき、全ての帳票で調定月と調定年度、調定種別 (定例検針、精算検針、定例検針と精算検針の合計)で集計ができること。また、 給水地区別集計方法については、各行政区域別(甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、 笛吹市)以外に次のとおりの区分で集計が可能であること。

#### 【水道料金】

・委託者の定めた給水区域全ての集計

#### 【下水道使用料】

- ・甲府地区の一部地域及び中道地区分(特定環境保全公共下水道)
- ・特定環境保全公共下水道地域を除いた分(公共下水道)
- ・特定環境保全公共下水道及び公共下水道の合計(甲府市内合計)
- ア 調定件数使用水量集計(行政区域別、口径別、収納区分別、使用用途別の選択が 可能であること。)
- イ 調定額集計表(行政区域別、口径別、収納区分別、使用用途別、下水処理場別の 選択が可能であること。)
- ウ 使用水量段階別集計表(行政区域別、口径別、収納区分別、使用用途別の選択が 可能であること。)
- エ 調定更正収納状況表(前月との差が出力できること。)
- オ 大口使用者一覧表(お客様番号別・水量、調定額別・上位選択が可能であること。)
- カ 配水ブロックごとの有収無収水量及び無効水量(調定減額水量)集計表
- (2) 統計業務等に関する事項全てにおいて、CSV形式及びPDF形式で情報が出力できること。

#### 11 下水道に関する事項

- (1) 下水道単独専用番号 (9 から始まるお客様番号。以下「下水番号」という。) により 検索できること。
- (2) 下水道開始日等下水道情報の異動処理ができること。
- (3) 下水道認定水量等に基づき下水道使用料を自動で計算できること。
- (4) 下水道に検針期間途中で接続した下水道使用者について、下水道使用料を自動で計算できること。
- (5) 下水道使用量の減免は、汚水排除量を個別入力することで下水道使用料を自動で計算できること。
- (6) 下水道単独のみで一括調定ができること。
- (7) 下水道単独の減量台帳の入力及び出力ができること。
- (8) 下水道使用無届溯及一覧表及び下水道単独調定額一覧表が出力できること。
- (9) 甲斐市、中央市、昭和町において水量提供依頼されている対象者情報をCSV形式 及びPDF形式で出力できること。
- (10) 下水番号での調定件数、調定金額及び調定水量情報を、特定環境保全公共下水道と 公共下水道に分けてCSV形式及びPDF形式で出力できること。
- (11) 甲斐市、中央市、昭和町の下水道使用料欠損事項に関するデータを、債権返却とし

て一括処理し、債権返却一覧表を出力できること。

- (12) 甲斐市、中央市、昭和町の各市町の条例に基づいた使用料算定が行えること。また、 甲府市以外の地域は使用料について連合使用の料金算定を行わないこと。
- (13) 下水処理場別に登録ができ、それぞれで集計が可能であること。
- (14) 私設メーター設置等により減額認定をしている箇所について、事前に減免率等の設定を行うことが可能であること。

#### 12 システムの拡張性・柔軟性

- (1) 拡張性·柔軟性
  - ア 過大な投資をすることなく、かつ将来の人口増、サービス拠点増等に伴うシステムの拡張・変更等に柔軟に対応できるよう努めること。
  - イ 保守・修正・機能追加が容易であるような工夫がなされていること。ただし、修 正・機能追加については度合いにより、委託者・受託者協議のうえ行うものとする。
  - ウ 料金改定等のマスターデータ変更については、委託者・受託者が充分な協議の上 詳細仕様を策定し、変更を行うものとする。
  - エ データを適宜バックアップでき、障害発生時には速やかに対応し通常業務を運用 可能とすること。
  - オ 銀行等の合併等による使用者情報の変更は、金融機関からの変更用データに基づき一括更新できること。
  - (2) その他の機能
  - ア 委託者の定めた給水区域の上下水道利用者情報をCSV形式及びPDF形式で 出力できること。
  - イ 委託者が使用する公営企業会計システムと連携し、各種決定書類を出力するため のデータ排出が行えること。
  - ウ 現行システムで稼働している機能は、すべて実現すること。

## 第4 その他

### 1 協議・協力

本水準書に定めのない事項については、委託者・受託者で協議・協力し、本番稼動までに対応できるようにすること。

#### 2 状況報告

本番稼動までの間、受託者は委託者の要請により随時、進捗状況を報告すること。